

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（平成18年10月26日京都  
市条例第18号）（都市計画局都市景観部開発指導課）

次のとおり、宅地造成等規制法（以下「法」といいます。）の規定に基づく変更  
許可の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。

区分	手数料（1件につき）
法第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事（以下「造成工事」といいます。）の計画の変更許可の申請に対する審査	<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が420,000円を超えるときは、420,000円とする。</p> <p>ア 造成工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、造成工事の区域（以下「造成区域」といいます。）の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の造成区域の面積、造成区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の造成区域の面積）に応じた法第8条第1項本文の規定に基づく造成工事の許可の申請に対する審査に係る手数料の額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の造成区域への編入に係る造成工事の計画の変更については、新たに編入される造成区域の面積に応じた法第8条第1項本文の規定に基づく造成工事の許可の申請に対する審査に係る手数料の額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>

この条例は、平成18年10月26日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年10月26日

京都市長 棚本 賴兼

京都市条例第18号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第8条第1項」を「（別表第2において「法」という。）」に、「宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査」を「事務」に、「別表第2」を「同表」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

種 別	切土又は盛土をする土地の面積	手数料（1件につき）
(1) 法第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事（以下「造成工事」という。）の許可の申請に対する審査	500平方メートル以下のもの	12,000 円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	21,000
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	31,000
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	47,000
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	67,000
	10,000平方メートル以上のもの	

	10,000 平方メートルを超えるもの	110,000
	20,000 平方メートル以下のもの	170,000
	40,000 平方メートルを超えるもの	250,000
	70,000 平方メートル以下のもの	340,000
	100,000 平方メートルを超えるもの	420,000
(2)	法第12条第1項本文の規定に基づく造成工事の計画の変更許可の申請に対する審査	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 420,000 円を超えるときは、420,000 円とする。 ア 造成工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）に

については、造成工事の区域（以下「造成区域」という。）の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の造成区域の面積、造成区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の造成区域の面積）に応じ（1）の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の造成区域への編入に係る造成工事の計画の変更については、新たに編入される造成区域の面積

に応じ（1）の

項に規定する額

ウ その他の変更

については、1

0,000円

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（都市計画局都市景観部開発指導課）